第二百三十五号

日

令和三年

十一月四日 木 曜

甲斐市下菅口字釜抜五五七番一地先まで 甲斐市下菅口字釜抜五七三番地先から 新 旧 一二・九~ 一八・六 <u>-</u> $\frac{-}{\circ}$ 七 七

告 示

目

次

公 ·五五七

○富士川上流地域森林計画の案の縦覧………………………………………………五五八

○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……… ○山梨東部地域森林計画の変更案の縦覧……………

○土地改良区役員の退任…………………………………………………………………五

五五九 五五八 五五八 五五八

五九

示

山梨県告示第二百八十八号 告

の縦覧に供する。 所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和三年十一月二十五日まで一般 路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道 山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

令和三年十一月四日

道路の種類 県道

山梨県知事

長

崎

幸 太

郎

三

区間 路線名 敷島竜王線 道路の区域

の 旧 新 敷地の幅員 (メートル 延長 メートル)

山梨県告示第二百八十九号

規定により、 電線共同溝の整備等に関する特別措置法 次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。 (平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の

令和三年十一月四日

Ė.

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

県道	種 類 路 の
甲府韮崎線	路 線 名
甲斐市龍地字大滝六四三二番六地先まで甲斐市龍地字石下五九番二地先から	区間

山梨県告示第二百九十号

規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。 電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の

令和三年十一月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

県道	種道類路の
敷島竜王線	路線名
甲斐市島上条字村続三六六番一地先まで甲斐市島上条字大塚一七五二番四地先から	区間

第二百三十五号 令和三年十一月四日

Щ

梨 県

公

報

Щ

公 告

随意契約の相手方の決定について

約に係るものである。 の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契 で作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上 五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブ 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十

令和三年十一月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

随意契約に係る物品等

予定数量 百二万枚 名称 不織布マスク

二 契約に関する事務を担当する所属

名称 山梨県知事直轄組織感染症対策グループ

所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

随意契約の相手方を決定した日 令和三年八月一日

随意契約の相手方

名称 ジット株式会社

住所 山梨県南アルプス市和泉九百八十四番地一

五. 契約金額 四十四・〇四円(一枚あたり)

契約の相手方を決定した手続 随意契約

め(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政 令第三百七十二号)第十一条第一項第一号該当)。 随意契約によることとした理由 調達に係る物品を納入する者が特定されているた

富士川上流地域森林計画の案の縦覧

務環境事務所において、令和三年十一月五日から同月二十九日まで縦覧に供する。な 域森林計画を定めるので、当該計画の案を山梨県中北林務環境事務所及び山梨県峡東林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により富士川上流地 当該計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、山梨県知事に対 理由を記載した文書を提出して意見を申し立てることができる。

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎 令和三年十一月四日

富士川中流地域森林計画の変更案の縦覧

を提出して意見を申し立てることができる。 見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、 令和三年十一月五日から同月二十九日まで縦覧に供する。なお、当該計画の変更案に意 域森林計画を変更するので、当該計画の変更案を山梨県峡南林務環境事務所において、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により富士川中流地 山梨県知事に対し、理由を記載した文書

令和三年十一月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨東部地域森林計画の変更案の縦覧

文書を提出して意見を申し立てることができる。 森林計画を変更するので、当該計画の変更案を山梨県富士・東部林務環境事務所におい に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、 て、令和三年十一月五日から同月二十九日まで縦覧に供する。なお、当該計画の変更案 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により山梨東部地域 山梨県知事に対し、理由を記載した

令和三年十一月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

公告し、及び縦覧に供する。 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

令和三年十一月四日

山梨県知事 長 崎 太 郎

ス株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リー

- 1 宮ノ前七ー一番地 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ山梨 山梨県山梨市下石森字
- 2 変更した事項

届出の概要

表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

変更前	変更後
大和情報サービス株式会社	大和ハウスリアルティマネジメント株
代表取締役 藤田勝幸	式会社
東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二	代表取締役 伊藤光博
号 外一者	東京都千代田区飯田橋二丁目十
	号 外一者

変更前	変更後
号 外七者東京都八王子市大和田町五丁目八番十代表取締役 永長照敏株式会社ゼロエミッション	十一号 外七者東京都八王子市大和田町五丁目一番二代表取締役 永長照敏株式会社ゼロエミッション

3 変更の年月日 令和三年四月一日外

一 届出年月日 令和三年十月二十日

センター 概覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

五 縦覧期間 この公告の日から令和四年三月四日まで

大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

公告し、及び縦覧に供する。あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおりあったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定による届出が大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

令和三年十一月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

Щ

梨県公報

第二百三十五号

令和三年十一月四日

二 届出の概要

- 昭和町飯喰字村西千五百六十三番地三外 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスガーデン甲府昭和 山梨県中巨摩郡
- にあっては代表者の氏名 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人

変更前	変更後
テ 東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二 代表取締役 藤田勝幸 大和情報サービス株式会社	東京邓千弋日区反日喬二丁目十八番二号代表取締役 伊藤光博会社 一大和ハウスリアルティマネジメント株式

3 変更の年月日 令和三年四月一日外

三 届出年月日 令和三年十月二十日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

五 縦覧期間 この公告の日から令和四年三月四日まで

センター

● 土地改良区役員の退任

川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、笛吹

令和三年十一月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

理事	役職名
久保眞一	氏名
九百二十三番地西八代郡市川三郷町市川大門	住所
令和三年十月八日	退任年月日

発行者	山梨県公報
山梨県	公報
甲府市丸の内一丁目六番一号	第二百三十五号
一目六番一号	令和三年十一月四日
印刷所	
株サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
自六番	
	五六〇